

令和6年度

危機管理マニュアル

宮崎県立高鍋農業高等学校

1 学校の危機管理		
1 安全危機の4領域	1
2 危機管理を進める上で基本的な考え方	1
*報道への対応における留意事項		
2 自己防止		
1 事故発生時の体制	2
2 学校内における生徒の事故	3
3 校外における生徒の事故	4
4 学校内・外における職員の事故	5
3 防 犯		
1 基本的な考え方	6
2 学校への不審者侵入に対する 危機管理体制に関わる学校の役割	6
3 不審者侵入への対応	7
4 防 災		
1 地震・火災被害	8
2 風水害	9
3 弾道ミサイルの発射	10・11
4 防災組織(避難経路)	12・13
* 附属		
避難確認欄	14
事故報告様式	15
生徒引き渡し緊急連絡カード	16

I 学校の危機管理

1 安全教育の4領域

- (1)

事故防止

・・・授業・実習・課外活動時の事故、登下校時の交通事故
- (2)

防 犯

・・・不審者侵入
- (3)

防 災

・・・火災・地震・台風等の自然災害、弾道ミサイル発射等の新たなる災害
- (4)

防 疫

・・・食中毒を含む感染症、動物の感染症

2 危機管理を進める上での基本的な考え方

- (1) 何をさておいても生命尊重を第一義として進める。
- (2) 保護者等、関係者の心情を配慮し、対応は誠意と責任をもって当たる。
- (3) 第一義の機能を果たしたあとは、発生した場所、時刻、原因等の状況を的確に把握し、二度と発生しないための対応策を検討する。(緊急職員会議や関係機関との協議)なお、原因を調査し、その内容をまとめ、外部等に連絡、広報していく際は、真実をしっかりと追求し、虚偽になったり、真相を包み隠すこと等が絶対にならないようにしなければならない。
- (4) 生徒の取り扱いには配慮し(決して犯人扱いしない)、あくまでも成長の一過程としてとらえ、更生に向けての支援・援助をしていくようにする。
- (5) 報道機関等への対応については、校長(教頭)が窓口となり、一本化を図る。
- (6) 事前対策として、定期的な研修や訓練を行う。(防災訓練・防火訓練・生徒の安全確保と学校の安全管理に関する講演等)以上の観点を踏まえた上で、以後に示す手順に沿って対応を進めていく。なお、これは重大な事態を想定したものであることから、状況によっては簡略化することができる。また、危機管理マニュアルについては、毎年度当初に見直しを実施する。

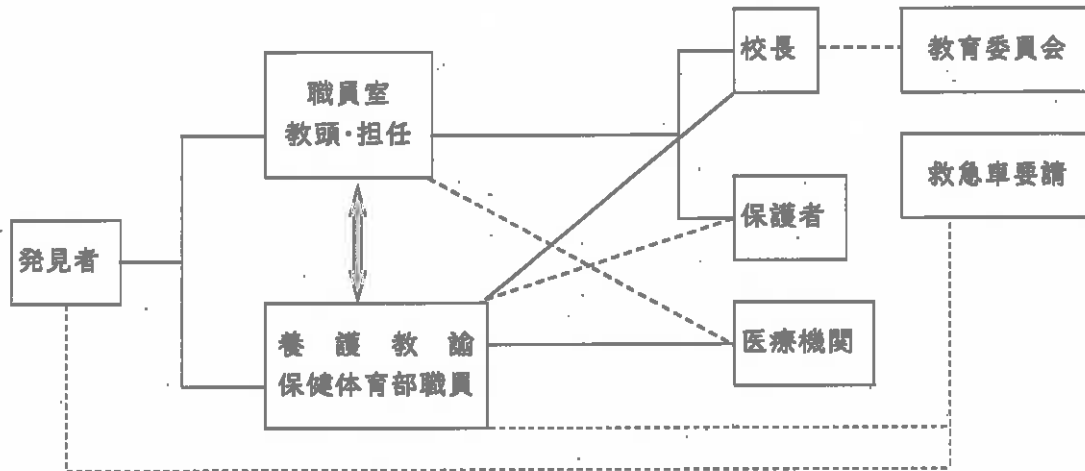
報道機関への対応における留意事項

- ① 校外への窓口は校長(教頭)とし、一本化して当たる。
- ② 事件当事者の氏名等については、プライバシー保護の観点から、公表に関しては事前に十分検討する。
- ③ 事件までの経緯、学校がとった措置等については、予測や憶測では語らず、事実関係によって話す。(事件の経緯メモ、対応措置メモ)
- ④ 既に発生している事実に対しては、冷静に受け止め、責任逃れをするような発言は絶対に慎むとともに、最高責任者である校長が学校としての責任をもって話す。
- ⑤ 現段階で、はっきりしていない事項については、『事実関係について調べているところである』ことを伝え、『多分、何々のはず・・・』といった風の言及は絶対に避ける。
- ⑥ 会見の場合は、各社別々の設定とはせず、運営委員会・職員会議等を開催するなどして一本化を図り、会見時刻と時間を設定して臨むようにする。
- ⑦ 職員や生徒の批判に当たる言動や差別用語等には十分配慮して話す。

2 事故防止

1 事故発生時の体制

校内連絡網



注) 必要時 -----

- (1) 救急車(119番)・・・学年、組、氏名、性別、傷病の概略、校内への侵入経路と場所
- (2) 病院・・・学年、組、氏名、性別、傷病の概略、すぐ診てもらえるか。

整形外科	→	山口整形外科医院(22-3157)
内科循環器科	→	坂田病院(22-3426)
眼科	→	蟻塚眼科(23-2316)
耳鼻咽喉科	→	高鍋耳鼻咽喉科クリニック(32-8733)
歯科	→	関歯科医院(22-1597)
西都児湯医療センター	→	(42-1113)
海老原総合病院	→	(23-1111)

- (3) タクシー・・・生徒の事故で、すぐ来れるかどうか、侵入経路、場所

宮交タクシー	(23-0026)
MR交通	(23-3939)
日の丸タクシー	(22-1010)

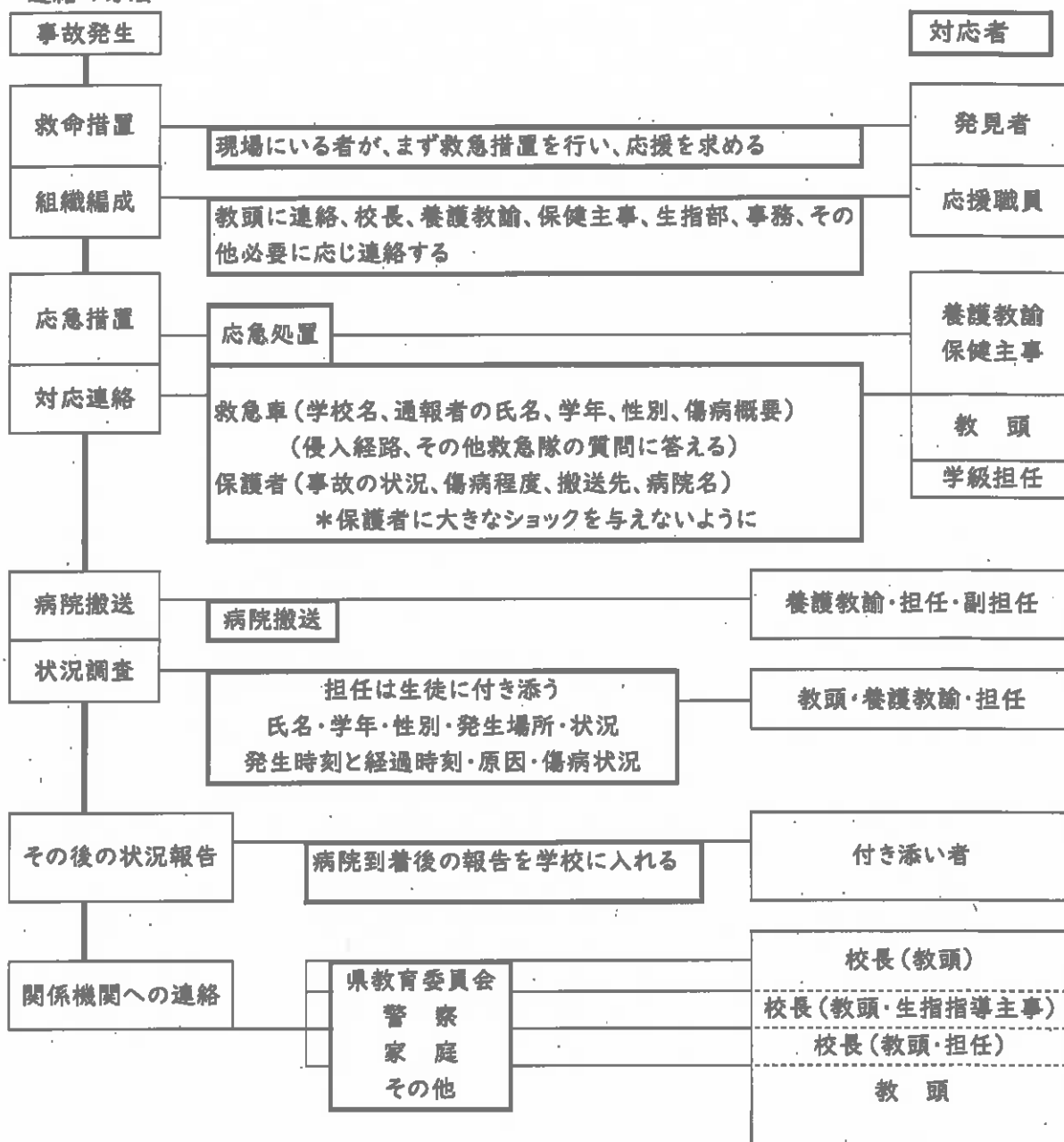
- (4) 保護者……

何時、何をしていた、怪我の状況(本人の意識の有無:伝えたいほうが安心する場合)、搬送先病院名(救急車搬送で病院名が分からないときはその旨) 保険証持参等

- (5) 関係機関・県教育委員会(人権同和教育課[TEL 0985-26-7238 FAX 0985-32-4476])

2 学校内における生徒の事故（授業、実習や課外活動における事故・病気・けが等）

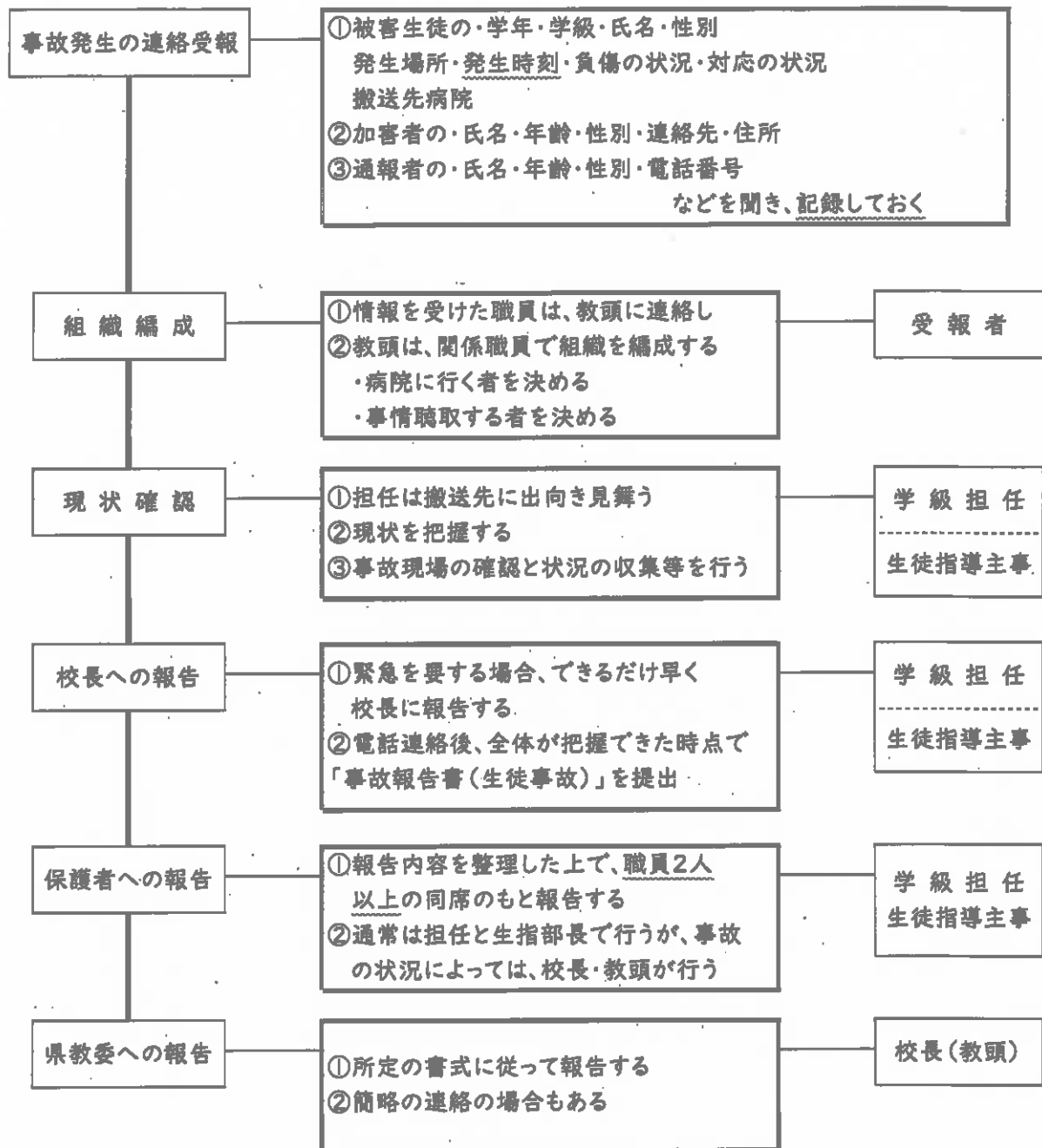
連絡の方法



〈留意事項〉

- (1) 保護者への連絡は、相手を動揺させることのないように、落ち着いて話す。
- (2) 加害者がある場合は、病院から被害者の傷病状況の連絡を受けた後、加害者の保護者に対しても状況説明の連絡を取る。
- (3) 搬送は原則として、救急車かタクシーを利用する。
- (4) 生命に関わる事故等の場合は、管理職、学級担任（クラブ顧問）、養護教諭が付きそ。
- (5) 報道関係者・部外者等の対応は校長（教頭）が行う。
- (6) 送迎用バスに限らず、学校において校外学習や部活動等で生徒が自動車へ乗降する際、点呼等の方法により生徒の所在を確認する。

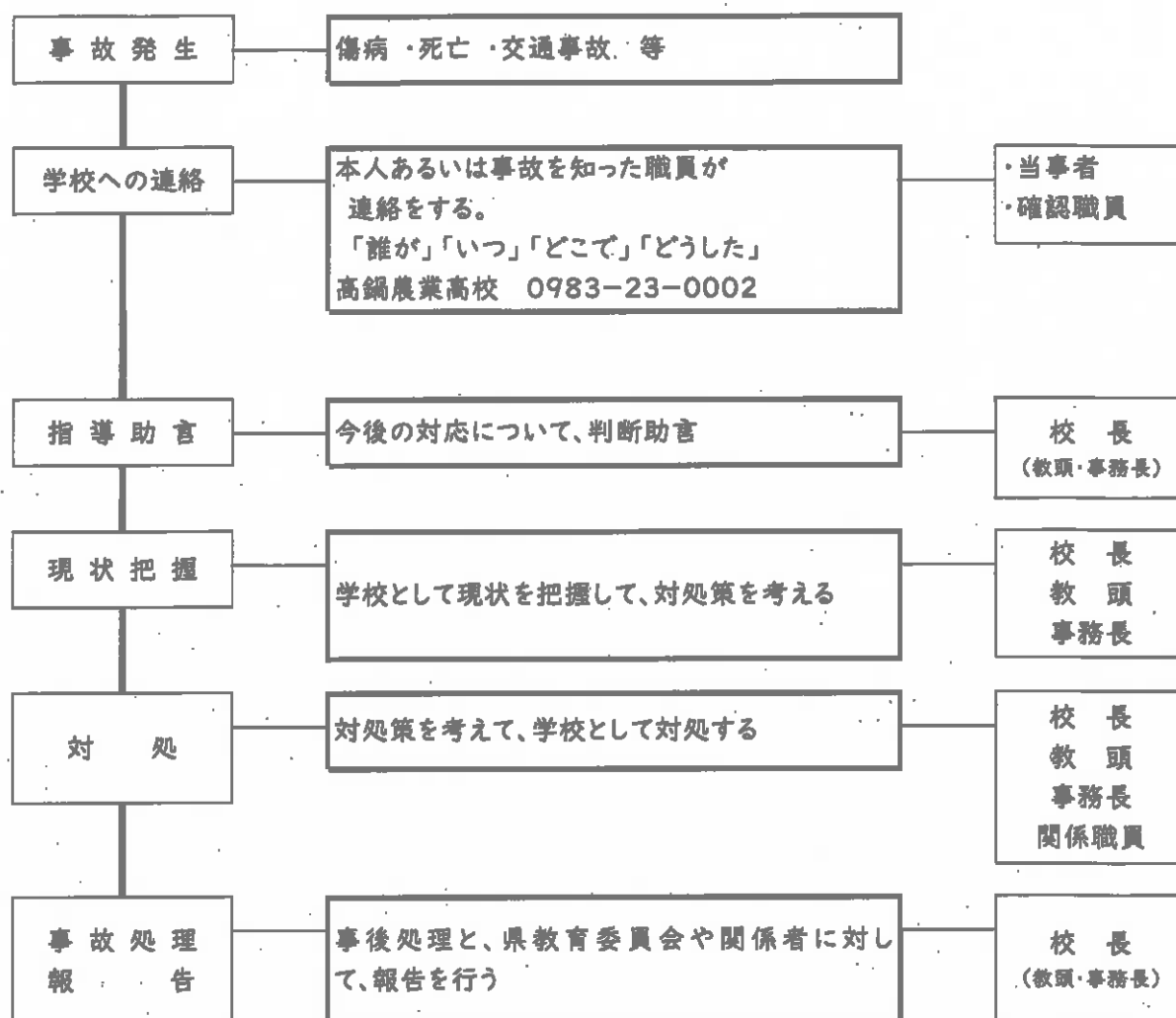
3 学校外における生徒の事故（通学時の事故・家庭での事故）



〈留意事項〉

送迎用バスに限らず、学校において校外学習や部活動等で生徒が自動車へ乗降する際、点呼等の方法により生徒の所在を確認する。

4 学校内・外における職員の事故（生徒の場合に準じて対応する）



〈留意事項〉

- (1) 事故を知ったら、まず校長(教頭・事務長)に連絡をする。
- (2) 相手(被害者・加害者)がいる場合には、氏名・年齢・仕事・住所・電話を確認しておく。
- (3) 相手が被害者の場合は、校長が病院へ出向き見舞い、状況を判断する。
- (4) 立ち会った職員は、「加害者」や「被害者」の特定や、「善悪の度合い」などについては、一切触れないこと。
- (5) 全職員に知らせるべき事項の時は、あんしん安全メールで連絡を行う。

3 防 犯（学校への不審者侵入に対する危機管理体制）

1 不審者侵入防止のための3段階のチェック体制

段 階	具体的な対策
校門	校門の利用箇所や利用時間の指定 来訪者向けの案内掲示
校門から校舎の入口まで	来訪者の受付への案内・誘導 通行場所の指定
校舎の入口	入口や受付の明示 来校者による来校者控えへの記載 ネームタグの着用

2. 基本的な考え方

(1) 不審者に対する危機管理

- ①不審者侵入を未然に防ぐための危機管理
- ②事件発生直後の危機管理
- ③侵入者退去後・逮捕後の危機管理

(2) 学校への不審者侵入に対する危機管理体制

- ①来校者名簿の記入による来校者チェックと不審者の早期発見
- ②学校内における迅速・的確な連携・対応
- ③学校と家庭、地域及び関係機関・団体との有機的・協力的な関係

3 学校への不審者侵入に対する危機管理体制に関わる学校の役割

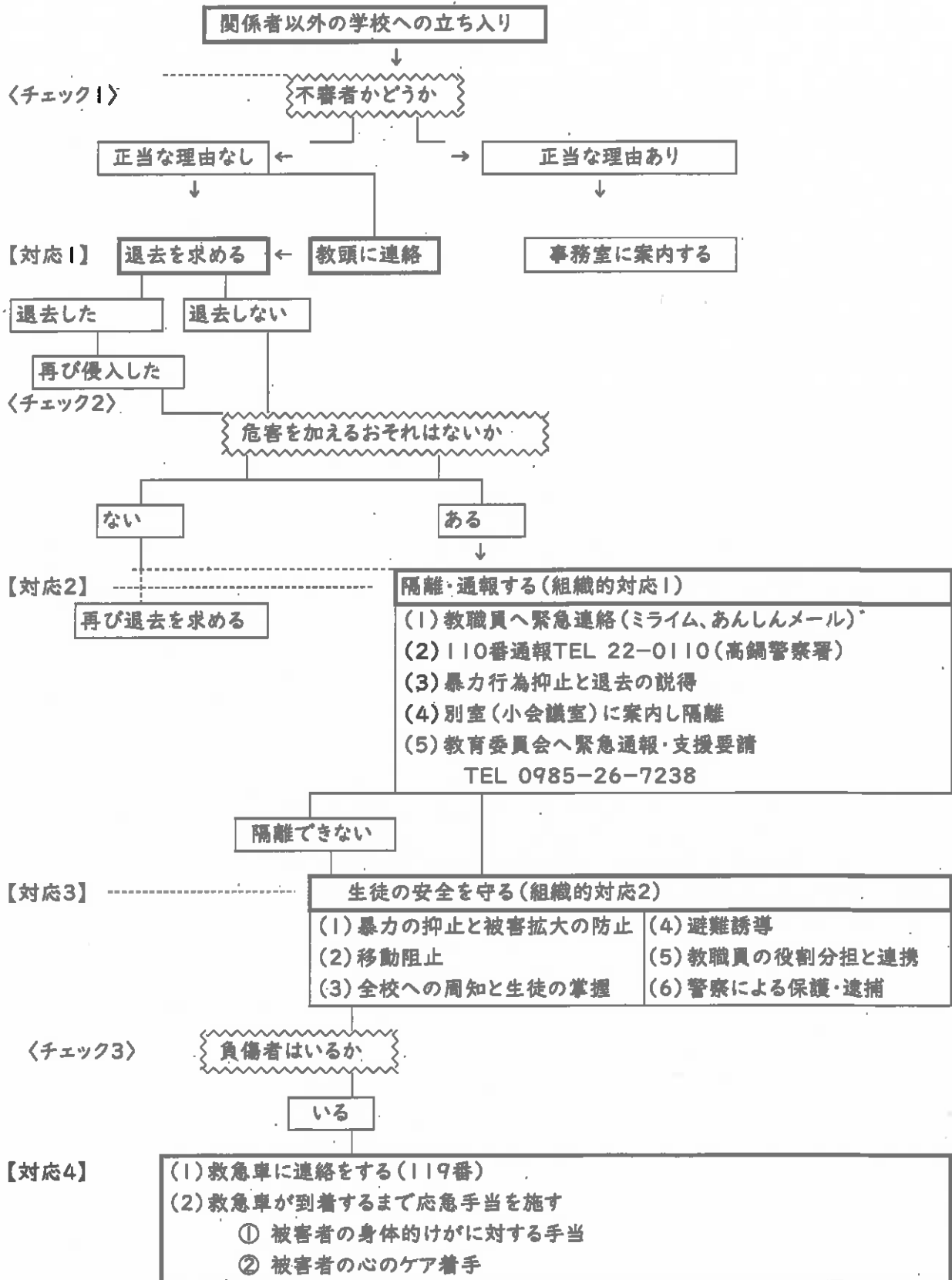
(1) 学校の役割

- ①生徒、教職員等の安全確保
- ②学校施設設備・通学路の点検・事後処置
- ③安全教育(防犯教育)の推進
- ④不審者への対応方法等の検討
- ⑤教職員、生徒、保護者等への危機管理意識の啓発
- ⑥学校安全及び不審者に関する情報の整理・管理

(2) 教職員の役割

- ①全体指揮
- ②不審者への対応
- ③避難誘導・安全確保
- ④応急手当・医療機関との連絡
- ⑤安否確認
- ⑥保護者への連絡
- ⑦外部との対応
- ⑧電話対応・記録

4 不審者侵入への対応

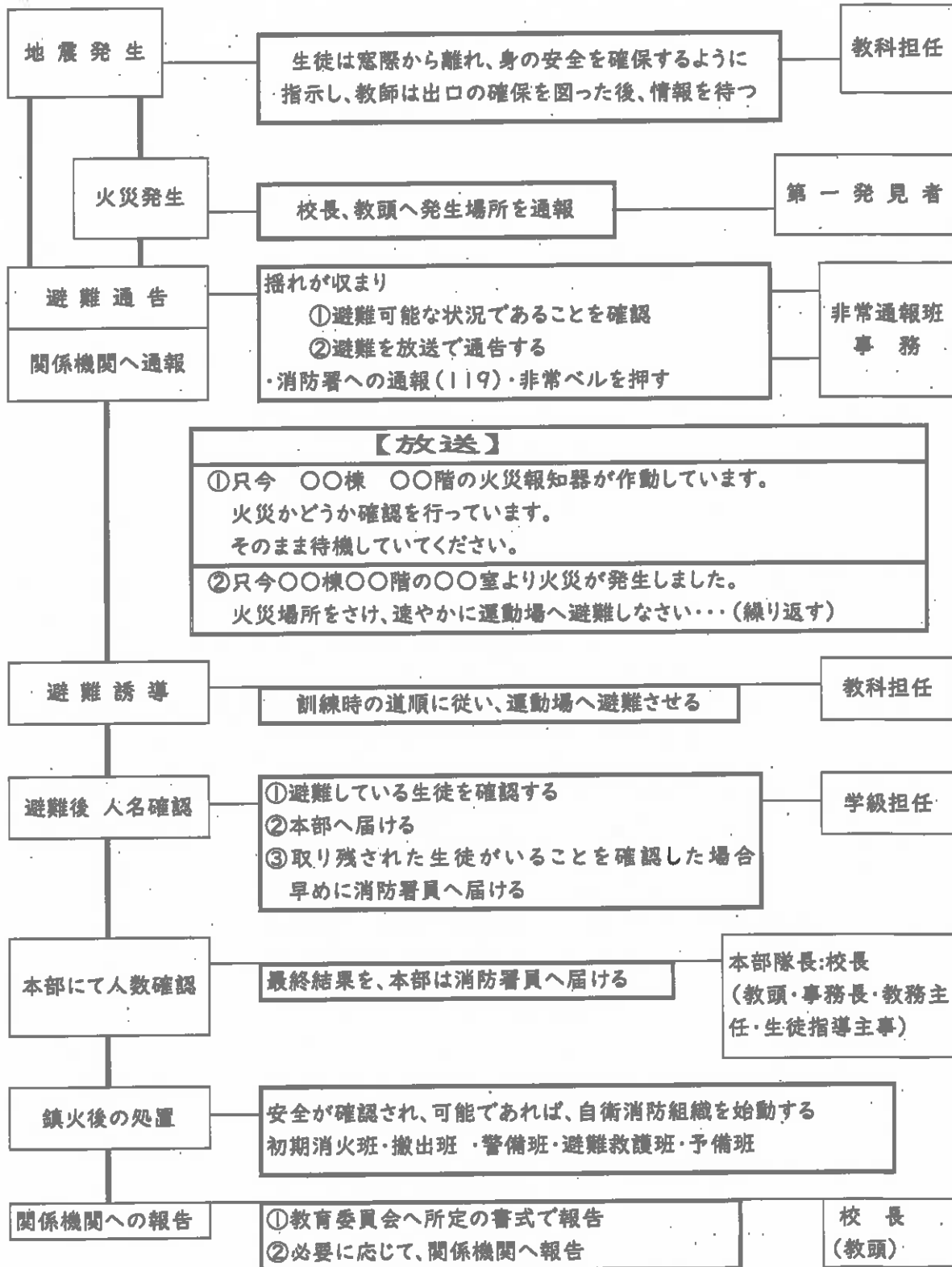


*侵入者の写真やビデオもしくは言動を録音する場合は、

「管理権に基づき撮影・録音します」と宣言すれば、相手の了解はいらぬ。

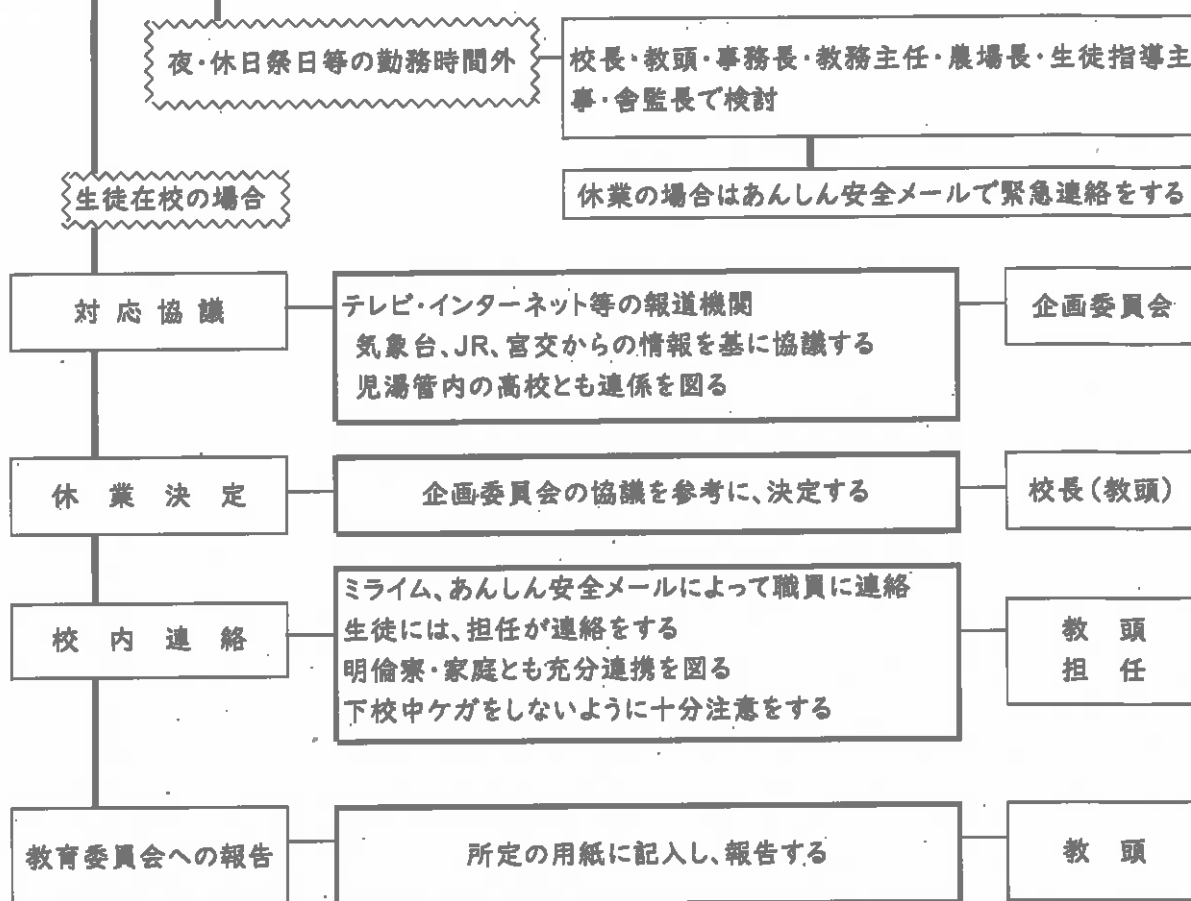
4 防 災

地震・火災被害



2 風水害

風水害発生時の恐れ



〈備考〉

- (1) 登校か休業かを判断する場合は、人命安全を第一に考え協議する。
- (2) 平日の場合寮生は、原則「寮待機」とする。
- (3) 教職員の勤務については、風水害で学校を休業する場合も、原則として出勤になるが、公共交通機関で通勤している場合、その利用機関が止まったときは、その旨を教頭に連絡すること。また、事務に届け出ている通勤経路が通行不能になった場合も同様に扱う。
- (4) 建物等が被害にあったときは、写真を撮るなどの記録を残しておくこと。

3 弾道ミサイルの発射

(1) 危機発生時の対応

① 対応措置

ア 共通事項

Jアラートにより緊急避難情報が発信された場合は、職員及び生徒は警報内容を確認し、以下の行動をとる。

- a 近くの建物の中に避難する。
- b 近くに適当な建物などが無い場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る
- c できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。
- d Jアラートが解除になるまで、a～cの行動を継続する。

イ 状況に応じた対応

あ 登下校中

	生徒の状態	警報内容		
		ミサイル発射	ミサイルが通過又は日本の領海外の海域に落下	ミサイルが日本の領土・領海に落下
		避難開始	避難解除	避難継続
登校下校中	登校前	職員・生徒はa～cの行動をとる。	校長は、休校や始業時間の繰り下げなどを行う場合、あんしん安全メール等で職員・生徒に周知する。	職員・生徒は、国・県・市町村の指示に従う。
	徒歩、自転車により登校下校する場合	生徒は共通事項 a～cの行動をとる。	生徒は周囲の状況を確認し、登下校を再開する。	職員・生徒は、国・県・市町村の指示に従う。指示がない場合は自宅・家又は学校のいずれか近い方に避難する。
	公共交通機関により登下校する場合	生徒は自動車・バス等の運転手の指示に従う。	生徒は自動車・バス等の運転手の指示に従う。	職員・生徒は、国・県・市町村の指示に従う。指示がない場合は自宅・家又は学校のいずれか近い方に避難する。

い 登下校中

	生徒の状態	警報内容		
		ミサイル発射	ミサイルが通過又は日本の領海外の海域に落下	ミサイルが日本の領土・領海に落下
		避難開始	避難解除	避難継続
登校後	校舎内	職員は ac の行動をとるように生徒を誘導する。	職員は生徒に対し、避難を終了し授業を再開することを周知する。	職員・生徒は国や県、市町村からの指示に従い行動する。
	校舎外 農場・牧場	職員は a~c の行動をとるように生徒を誘導する。	職員は、生徒に対し不審物を発見した場合は、近寄らず、すみやかに連絡するように周知する。	屋内にいる場合、職員は自治体等からの指示があるまで、より安全な場所に避難するよう生徒を誘導する。
	農場・牧場 へ移動中			屋外にいる場合、職員は自治体などから指示があるまで、屋内に避難するよう生徒を誘導する。

② 関係機関との連携

- ア 関係部局、警察、消防との連携を図るとともに救急体制の整備を図る
- イ 関係機関への連絡は、電子メール、電話・ファックス等を活用して行う。

③ 情報収集と一元化

- ア 情報の伝達と、指揮系統の確認を行う。
- イ 報道機関とも連携を図る。より正確な情報の把握に努める。

④ 教育委員会、保護者等への連絡報告

- ア 教育委員会へは、電子メール、電話、ファックス等可能な連絡体制を速やかに確保する。
- イ 保護者への連絡は、あんしん安全メール、電話等可能な連絡体制を速やかに確保する。
- ウ 生徒の保護者への引き渡しは、自治体等の避難指示が継続している間は、原則行わない。
- エ 避難指示解除後は、生徒引き渡し緊急連絡カードを活用し、確実な確認を行う。
引き渡す生徒は、当該保護者の子に限るものとし、家族と連絡が取れない場合は避難所の待機を続ける。

⑤ 被害状況の把握

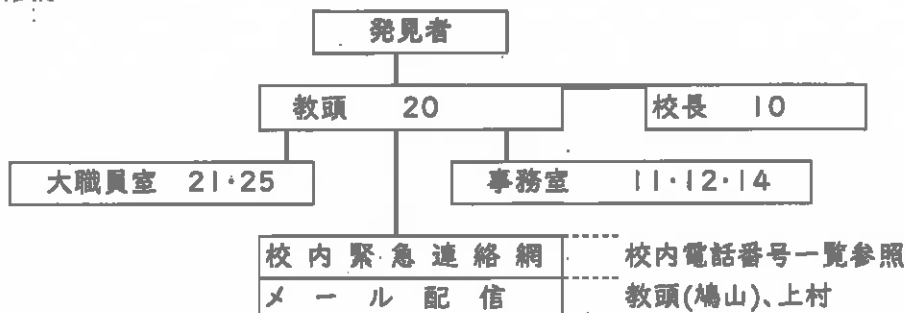
- ア 生徒の被害及び、学校施設・設備等財産上の被害の有無を確認する。

(2) 危機終息後の対応

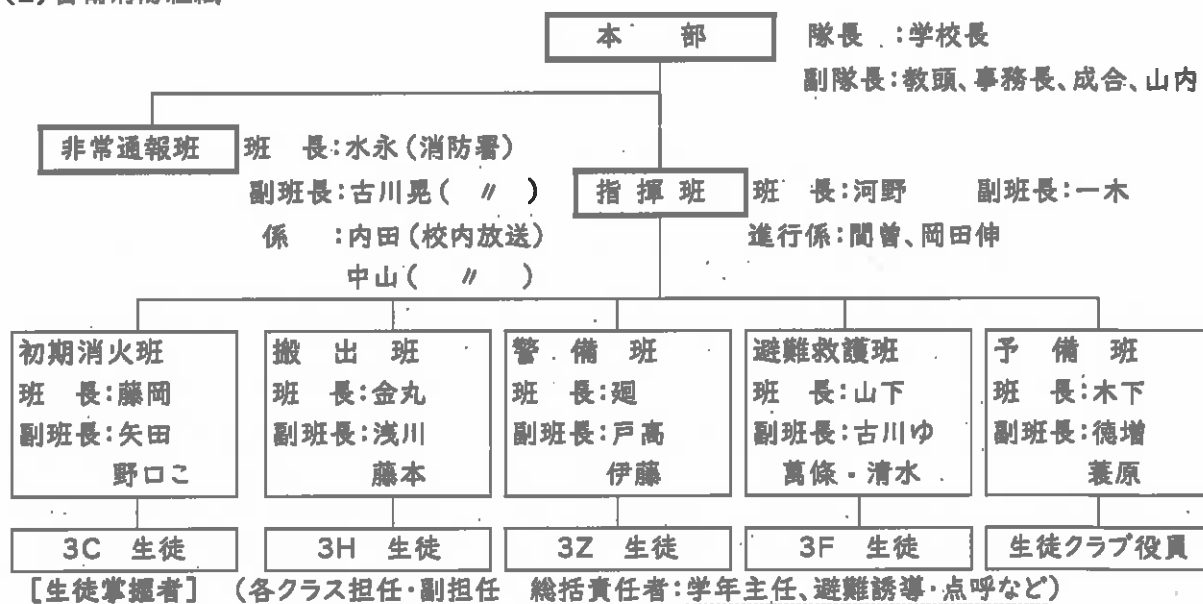
- ① 生徒に対し、不審な者を発見した場合、近寄らず、直ちに職員に連絡するよう周知する。
- ② 授業の早期再開を目指し、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーとの連携を図り、生徒のケアを行う。

4 防災組織（数字は校内電話番号）

(1) 緊急時連絡網



(2) 自衛消防組織



(3) 職員参集・配置基準

①地震対策

ア県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、出来る限り全職員が出勤して配置につく。
 イ県内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合、校長、副校長、教頭、事務長は出勤し配置につく。

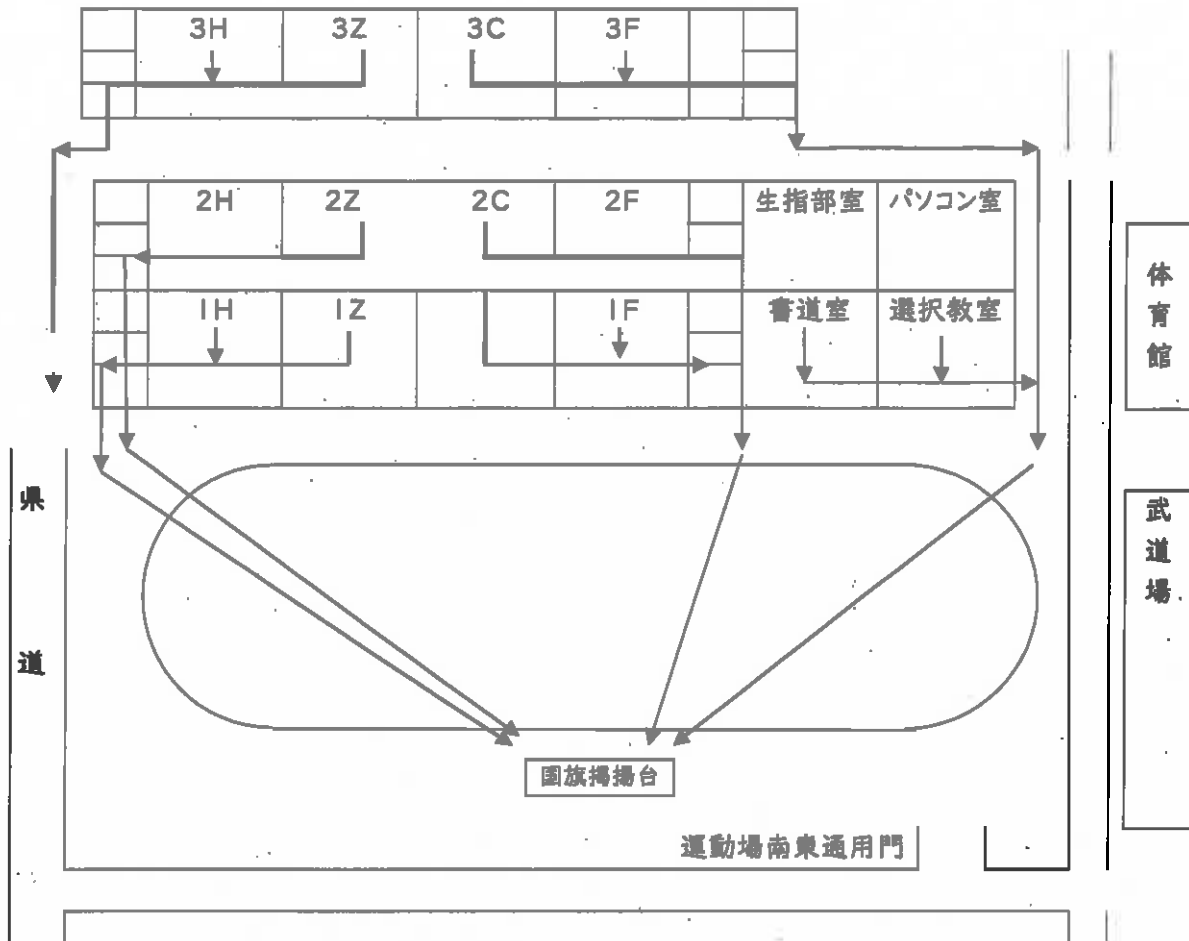
②津波・風水害対策

ア津波予報区「宮崎県」に大津波警報が発令された場合→校長の判断による。
 イ大雨警報または洪水警報発令時で、災害対策本部が設置された場合→校長の判断による。

(4) 各班の役割

- ①本 部：本部は指揮台付近に置き、学校長が総責任者となる。
- ②指 揮 班：人命の安全確保を第一に考え、全体の行動を指揮し、全体の掌握にあたる。
- ③通 報 班：発見者から通報を受けた教頭が学校長に連絡をし、指示をおおいだ後、教頭が通報班に指示を出し、通報班は避難の旨の校内放送を流し、同時に119番通報をする。
- ④初期消火班：生徒に危険がない時のみ、水バケツや消火器、消火栓等を利用し初期消火にあたる。
- ⑤搬 出 班：危険がない時のみ、非常持出し書類及び物品の安全な場所への搬出と管理を行う。
- ⑥警 備 班：人命に危険が及ばないように観察指示するとともに、搬出物の管理を行う。また、校外者の侵入防止とともに、延焼の警戒に努める。
- ⑦避難救護班：安全の確保、要救護者の救援および怪我等の初期措置にあたる。
- ⑧予 備 班：指揮班の指示により行動し、必要部門に対して、臨機応変に対処する。

(5) 避難経路



晴天時避難経路

※ 一次避難場所:グラウンド 二次避難場所:明倫寮、舞鶴公園

《集合および集合隊形》

運動場に全校集会の隊形(各クラス2列)で集合する。



《人員確認》

避難を終えたら担任は、直ちに人員確認と傷害の有無を確認し、教頭へ報告する。

避難確認欄

※職員名・生徒数は未定

1年

学 級	1H	1Z	1C	1F
正担任				
副担任				
生徒数				
確 認				

2年

学 級	2H	2Z	2C	2F
正担任				
副担任				
生徒数				
確 認				

3年

学 級	3H	3Z	3C	3F
正担任				
副担任				
生徒数				
確 認				

事故報告書

事故者名		年 組	性別		担任		保護者名	
電話番号		保護者との連絡状況						

相手方名		年齢		性別	電話番号	
住 所						

発生日時	平成 年 月 日() 時 分					
発生場所						
症 状						
現況と発生 の状況等						
搬送手段		到着時刻	時 分			
搬送先病院名(電話)	(TEL)					
病院での様態						
その他・特記事項						

生徒引き渡し緊急連絡カード

生徒名		学年 学科	年 科 () 番
住所	〒()		
保護者氏名		生徒との関係	
本校に在籍する 兄弟姉妹	(有 ・ 無)	年 科 番 氏名 ()	年 科 番 氏名 ()
緊急時の連絡先①	〒() 携帯電話 ()		
	メールアドレス()		
緊急時の連絡先②	〒() 携帯電話 ()		
	メールアドレス()		
引き取り者名		本人との関係	
避難場所			
引き渡し日時	月 日 () 時 分	教 職 員 名	

※太線内について記入をお願いします。緊急時の連絡先は1件でも構いませんが2件ある場合は記入をお願いします。

引き取りがない生徒への配慮
<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせて落ち着かせる。 2 必ず教職員が付き添い、生徒に安心感を与える。 3 家族等と連絡が取れない場合、引き取り者が来るまで学校で預かる。 4 生徒等には不安感を抱かせないように心のケアに努める。 5 電話や通信機器が回復すれば、保護者等の勤務先または緊急連絡先に連絡を取る。